



蒼国際学院

Ao International School

募集要項

受付：月曜日～金曜日 9:00-18:00

〒533-0014 おおさかふ おおさかし ひがしよどがわく ほうしん 大阪府大阪市東淀川区豊新5丁目6番3号

TEL : 06-6770-9502

Email : info@ao-i-s.com

FAX : 06-6770-9503

H P : <https://ao-i-s.com/>



認定日本語教育機関 **留学**

Nationally Accredited Japanese language educational institutions for Study in Japan

1. 出願から来日までの流れ

- ①事前調査シートを提出し、面接・筆記試験を受験
↓ 試験に合格したら…!
- ②入学検定料を支払って学院に必要書類を提出
↓
- ③出入国在留管理局にて審査
↓
- ④在留資格認定証明書(COE)の交付 ※学院が受け取ります。
↓
- ⑤学費の納入
↓
- ⑥学院より入学許可書、在留資格認定証明書(COE)等を送付
↓
- ⑦在外日本国大使館または領事館にてビザ取得の申請
↓
- ⑧ビザの発給
↓ 来日!
↓ 在留カードを取得!!
- ⑨留学生活の始まり

2. 授業時間

月曜日～金曜日(土曜日、日曜日、祝日および本学院が定めた日はお休みです。)

	午前クラス	午後クラス
1限目	9:00- 9:50	13:10-14:00
2限目	10:00-10:50	14:10-15:00
3限目	11:00-11:50	15:10-16:00
4限目	12:00-12:50	16:10-17:00

3. 募集コース・学費(税別)

※募集定員100名

進学2年コース 出願期限:~10月末	1年目	2年目
入学検定料	¥20,000	
入学金	¥80,000	
授業料	¥660,000	¥660,000
施設費	¥20,000	¥20,000
設備費	¥20,000	¥20,000
教材費	¥20,000	¥20,000
課外活動費	¥10,000	¥10,000
保険料	¥10,000	¥10,000
健康管理費		
計	¥840,000	¥740,000

進学1年6か月コース 出願期限:~4月末	1年目	2年目
入学検定料	¥20,000	
入学金	¥80,000	
授業料	¥660,000	¥330,000
施設費	¥20,000	¥10,000
設備費	¥20,000	¥10,000
教材費	¥20,000	¥10,000
課外活動費	¥10,000	¥5,000
保険料	¥10,000	¥5,000
健康管理費		
計	¥840,000	¥370,000

4. 出願資格・必要書類(申請者および経費支弁者)

出願資格【出願時点で以下の項目をすべて満たしていること】

- 1) 日本国外において、学校教育における12年の課程を修了していること。(もしくは、本校がそれと同等と認めた者)
- 2) 進学2年コースは、日本語教育参照枠A1相当(日本語能力試験N5相当)の日本語力を有する者、
または日本語を150時間以上履修した者とする。
進学1年6か月コースは、日本語教育参照枠A2相当(日本語能力試験N4相当)の日本語力を有する者、
または日本語を300時間以上履修した者とする。
- 3) 留学目的および卒業後の進路が明確であること。

必要書類

1) 申請者(学生)

書類	備考
①パスポートの写し(申請までに必ず取得)	顔写真のあるページに加え、記載事項のある全てのページ
②入学願書	本人が該当箇所をすべて記入
③履歴書	本人が該当箇所をすべて記入
④留学理由書	本人が該当箇所をすべて記入
⑤写真(4cm×3cm)5枚および写真データ	申請前6か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの
⑥最終学歴の卒業証明書	卒業証書の写しまたは卒業証明書原本を提出 卒業予定者は卒業見込み証明書を提出(在学中の方は在学証明書)
⑦今後の進路を説明する資料	最終学歴の学校を卒業後5年以上が経過している場合に提出 該当者は、勉学理由に加えて日本語教育機関卒業後の進路等を具体的に記載したものを提出
⑧日本語能力の証明書または資料	日本語能力試験等の証明書、日本語学習証明書など ※『出願資格』、※1および※2を参照
⑨在職(経歴)証明書	職務経歴のある場合のみ
⑩誓約書	申請者が署名
⑪奨学金の給付に関する証明書	奨学金の給付を受ける場合
⑫処分理由を補う説明および資料	処分を受けたことがある場合は内容に応じて、 公的機関、教育機関、金融機関などが作成した説明書を提出
⑬結核スクリーニング証明	医療機関により発行されたもの

※1: 日本語学習証明は、教育機関の住所、連絡先、具体的な学習期間、週の学習時間、1日の学習時間、祝日を含む休学日(祝日が休学日の場合は具体的な月日も要記載)、現在までの既習時間・既習日数・出席率・出席日数が明記されたものを提出してください。

※2: 教育機関の住所、連絡先、具体的な学習期間、週の学習時間、1日の学習時間、祝日を含む休校日、現在までの既習時間、既習日数・出席率・出席日数が正確に記載されていない場合は、日本語学習時間として評価されない場合があります。

2) 経費支弁者(原則3親等以内のご家族)

書類	備考
①経費支弁書	経費支弁者が作成
②身分証明書等のコピー	住所、生年月日などを確認できるもの
③経費支弁者と申請人の関係を立証する資料	戸籍、出生証明書など
④預金残高証明書(原本)	発行(作成)してから3か月以内の定期預金証明書の原本
⑤資金形成経緯を明らかにする資料	過去1年分の出入金明細書または預金通帳のコピーなど
⑥職業を証明する資料	在職証明書、営業許可書など
⑦収入を証明する資料	過去1年分の収入証明書または納税(課税)証明書 所得が記載されているもの
⑧住民票	国内居住者のみ 住居地の区役所・市役所で発行されたもの

5. 奨学金制度

【蒼国際学院奨学金(学内)】

- 1) 学業成績優秀者
- 2) 出席優秀者
- 3) 日本語能力試験 成績優秀者

6. 学費返金規定

在留資格認定証明書が不交付の場合

入学検定料を除く全納入金を返還する。

在留資格認定証明書は交付されたが入国査証の申請を行わず不来日の場合

入学検定料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可書、在留資格認定証明書の返却が必要である。

在外公館で入国査証の申請をしたが認められず来日できなかった場合

入学検定料と入学金を除く全納入金を返還する。
ただし、入学許可書の返却と在外公館において査証が発給されなかったことの確認が必要である。

入国査証を取得したが、来日以前に入学を辞退した場合

入学検定料と入学金を除く全納入金を返還する。
ただし、入国査証が未使用でかつ失効が確認できたうえで入学許可書の返却が必要である。

入国査証を取得し来日したが未入学の場合

原則として返還しない。
やむを得ない事情があると校長が認めた場合には、授業料及び諸費用の一部を返還することがある。
ただし、帰国し「留学」の在留資格が消失したことの証明が必要である。

入学した学生が自己都合により中途退学した場合

原則として返還しない。
進学や就職等の正当な理由があると校長が認めた場合には、授業料及び諸費用の一部を返還することがある。ただし、退学後帰国し、留学の在留資格が消失したこと証明、又は新たな教育機関の在学の証明、在留資格(留学以外)の取得の証明が必要である。

除籍、退学処分による場合

原則として返金しない。